

対象品目：全品目

規範項目

43

農産物の取引等に関する内容の記録の作成と保存

規範の必要性や背景

*生産の記録と併せ、「何を、いつ、どこへ」出荷したかを記録・保管しておくことは、取引先からの問合せに迅速に対応できるほか、基準を超える残留農薬が検出された等の事故が発生した場合、食品の速やかな回収や、原因の究明などに役立ちます。

*米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」により、取引等の記録の作成・保存と産地情報の伝達が義務付けられています。

取組事項

○農産物の取引等に関する記録を作成し、一定期間保存する。

*食品衛生法では、次の事項について可能な限り記録し、一定期間保存することとなっている。

- ①生産品の品名
- ②生産物の出荷又は販売先の名称及び所在地
- ③出荷又は販売年月日
- ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）
- ⑤微生物や残留農薬等の検査（食品衛生法第11条規格基準への適合に係るもの）を行った場合はその記録

○米と米加工品を出荷する際には、米トレーサビリティ法により、

- ①品名 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤取引先名
- ⑥搬出入した場所 ⑦用途を限定する場合にはその用途 等

の記録の作成・保存が義務付けられているので、伝票等を受領するか、自ら出荷記録を作成し、これらの記録等を3年間保存する。

○米を出荷する際、米、加工品を一般消費者に直接販売する際には、必ず産地を伝える。

○用途限定米穀を販売するときには、包装等に用途を示す表示を行うとともに、販売先に定められた用途で確実に使用することを確認する。

解説

実際の取引において、取り交わされる伝票類（帳簿でも可）に下記にあげる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、必要な情報の記録と保存を果たすことができます。

納品書(控)

売上 伝票 No. 000000000

お客様コード 0000000
 〒000-0000 東京都00区00-00
 株式会社 00000000 様
 TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000
 毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

受発日 00年00月00日 納品日 00年00月00日
 有期日 00年00月00日 納品先

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	A0000X	〇〇県産 シシカリ (10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	B0000X	〇〇県産 ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	C0000X	〇〇県産 ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	D0000X	〇〇県産 ミトマト M	10	XXX	XXXX
5	E0000X	〇〇県産 レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計			XXXXXX
数量 No.		合計			XXXXXX
		消費税			XXXXXX
		納品金額計			XXXXXX

〇〇〇株式会社 〇〇本社
 〒000-0000 東京都00区00-00 TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

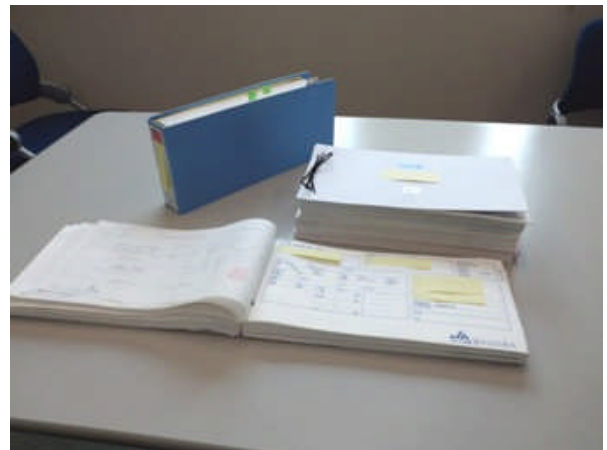
書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等(これらの組合せを含む。)でも可能です。

・年月日: 搬入・搬出した日(困難な場合は受発注日等でも可)
 ・取引先の名称または氏名

・数量: 取引において通常用いる単位
 ・品名: 取引において通常用いている名称
 ・産地: 「国産」「〇〇国産」「◆◆県産」等記載

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引時の記録の作成・保存を行うように努めましょう(義務化は米・加工品のみ)

・米穀等の出荷伝票は、種類ごとに分けて綴り、必要期間きちんと保存（保管）しましょう。



写真提供: 全国農業協同組合連合会茨城県本部

◆参考情報

- ・お米の流通に関する制度（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

◆関連法令等

- ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
 （米トレーサビリティ法の概要について/農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html#PageAnchor09
- ・食品衛生法 <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
 （総務省HP 法令データ提供システムで入手可能）
- ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について
 （米トレーサビリティ法の概要について/農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html#PageAnchor09